

平成 30 年度尼崎市公営企業会計決算  
審 査 意 見 書

令和元年 8 月

尼 崎 市 監 査 委 員



尼 監 報 告 第 6 号  
令和元年 8 月 26 日

尼 崎 市 長  
稲 村 和 美 様

尼崎市監査委員 今 西 昭 文  
同 藤 川 千 代  
同 開 康 生  
同 丸 岡 鉄 也

平成 30 年度尼崎市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された平成 30 年度尼崎市公営企業会計の決算及び決算付属書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。



## 目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	監査の方法及び着眼点	1
第4	審査の結果	1
	<b>&lt; 4 事業会計の決算の概況 &gt;</b>	
1	損益の状況	4
2	財政の状況	4
3	資金収支の状況	5
	<b>&lt; 4 事業の組織体制 &gt;</b>	
1	趣旨	6
2	組織・職員の現状と課題	6
3	総括	9
	<b>&lt; 水道事業会計 &gt;</b>	
1	決算の状況	13
2	事業経営の状況	20
3	Ⅲ期事業運営方針等に基づく取組と評価	26
4	まとめ	30
*	審査資料	31
	<b>&lt; 工業用水道事業会計 &gt;</b>	
1	決算の状況	45
2	事業経営の状況	51
3	Ⅲ期事業運営方針に基づく取組と評価	57
4	まとめ	58
*	審査資料	59
	<b>&lt; 下水道事業会計 &gt;</b>	
1	決算の状況	73
2	事業経営の状況	79
3	中期ビジョンに基づく取組と評価	84
4	まとめ	86
*	審査資料	87
	<b>&lt; モーターボート競走事業会計 &gt;</b>	
1	決算の状況	101
2	事業経営の状況	107
3	経営計画に基づく取組と評価	114
4	まとめ	117
*	審査資料	119
*	用語説明	131

## 凡 例

- 1 各表中・グラフ中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 2 文中で用いる数値のうち、万円単位で表示のものは、表示単位未満を切り捨て、それ以外のものは、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 3 各表中・グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。

「△」 = 減又はマイナス

- 4 各表中で用いる符号の用法は次のとおりである。

符 号	用 法
-	該当数値のないもの（該当数値が0のものを含む）
0.0	比率で表示単位未満の数値があるもの
0	①増減・比率計算の結果、数値が0のもの ②比率以外で表示単位未満の数値があるもの
***	前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率

- 5 各グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。  
「0」「0.0」 = 表示単位未満の数値があるもの及び該当数値が0のもの
- 6 各表中の対前年度増減（額）及び比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した後の数値を用いて算出しているため、表ごとで表示単位が異なることにより対前年度増減（額）及び比率が一致しない場合がある。
- 7 各表中の総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。

## 【類似団体等の選定基準】

各企業会計の状況について、類似団体との比較検証を行うにあたり、対象とした団体の選定基準は次のとおりである。

### <水道事業会計>

総務省が公表している経営比較分析において区分する類似団体（現在給水人口が 30 万人以上）のうち、市が経営する 42 団体である。

（旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川崎市、川口市、所沢市、柏市、横須賀市、富山市、金沢市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、明石市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 但し、明石市は 29 年度からのデータである。）

### <工業用水道事業会計>

総務省が公表している経営比較分析において区分する類似団体（現在配水能力規模が中規模（5 万～20 万 m<sup>3</sup>/日）・ダム、せき等の水源施設を有する・供用開始年度が昭和 50 年度以前）のうち、市が経営する 5 団体である。

（神戸市、西宮市、伊丹市、呉市、新居浜市 但し、西宮市については現在配水能力規模が小規模に区分されるが、類似団体である伊丹市の 1 日当たり配水能力 50,000 m<sup>3</sup>と同程度の 47,000 m<sup>3</sup>であるため、類似団体として区分している。）

### <下水道事業会計>

総務省が公表している経営比較分析において区分する類似団体（処理区域内人口 10 万以上、処理区域内人口密度 100 人/ha 以上）のうち、合流式（又は併用）及び法適用している 11 団体である。

（所沢市・戸田市・茅ヶ崎市・豊中市・高槻市・守口市・枚方市・茨木市・寝屋川市・大東市・西宮市 但し、戸田市は 26 年度、守口市・茨木市・大東市は 27 年度、高槻市は 28 年度からのデータである。）

### <モーターボート競走事業会計>

公表されている他市意見書や一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会ホームページなどから、①公営企業会計を適用している、②ナイトー及びモーニングレースを実施していない、③主要都市から公共交通機関でおよそ 30 分以内にアクセスできる、④施行者及び施設所有者が地方自治体である、の 4 点を満たす 3 場又は 3 施行者である。

（場：常滑、児島、福岡 施行者：常滑市、倉敷市、福岡市）





## 第1 審査の対象

- 平成 30 年度 尼崎市水道事業会計決算
- 平成 30 年度 尼崎市工業用水道事業会計決算
- 平成 30 年度 尼崎市下水道事業会計決算
- 平成 30 年度 尼崎市モーターボート競走事業会計決算

## 第2 審査の期間

令和元年6月3日から8月7日まで

## 第3 審査の方法及び着眼点

審査に当たっては、平成 30 年度の決算及び決算付属書類が関係法令に準拠して作成されているか、並びに決算諸表が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、について、会計諸帳簿、伝票、証書類を抽出して照合するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により確認を行った。

さらに、経営面において、水道事業、工業用水道事業及び下水道事業では、公営企業本来の目的である公共の福祉を増進するように運営がなされているか、常に企業の経済性を発揮しているか、また、モーターボート競走事業では、市財政の健全な運営に寄与しているか、そして常に企業の経済性を発揮しているか、といった視点からも審査を行った。

## 第4 審査の結果

各事業会計の決算及び決算付属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつ、計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

また、経営面においては、水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業の各会計とも損益及び財政の状況は良好であり、それぞれ事業計画等に基づき、概ね適切に運営がなされていた。

なお、各事業においては、今後の施設・設備の更新等を含めた長期的な経営の展望について課題が見られた。